

[事案 30-102] 転換契約無効請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

転換ではなく減額と誤信していたこと等を理由として、転換の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 4 月に契約した終身保険を平成 16 年 3 月に利率変動型積立終身保険に転換したが、以下等の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1) 募集人に解約する意向を伝えたところ、減額して継続してほしいと言われて手続きしたので、減額したと理解していた。
- (2) 転換に際して、募集人から、転換であることおよび転換内容の説明は受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人から保険料を減額したいと相談され、保障減額、特約解約、転換の 3 つの方法を案内した。
- (2) 募集人は申立人から、転換前契約の死亡保障をいくらか残し、がん保障を付け、特約は更新の無いタイプにするとの希望を聞いたうえで、設計書等で 3 回説明した。
- (3) 転換に際して、申立人は診査医による診査を受けており、単なる減額ではないことを理解できた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が転換を減額と誤信していた等とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。